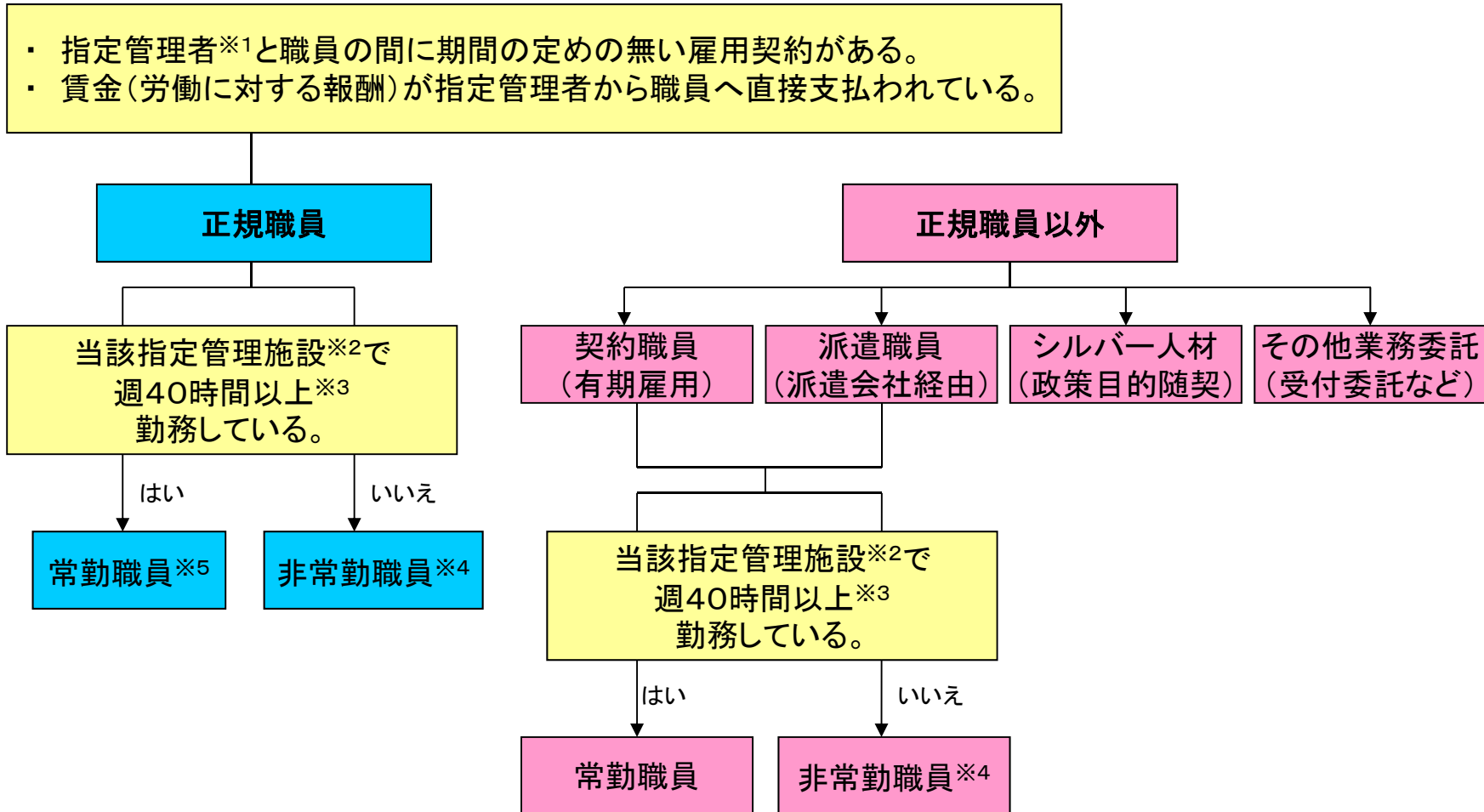


# 指定管理施設雇用区分確認表



※0 区における施設職員の区分を示すものであるため、指定管理者内の取扱や名称と異なる場合があります。

※1 指定管理者には、代表団体のほか、構成団体を含みます。

※2 指定管理者の常勤職員だが、常に指定管理施設で勤務していない場合は、非常勤職員とします。(曜日によって勤務地が異なる等)

※3 指定管理者(本社)の就業規則に定める週の勤務時間が40時間と異なる場合は、その時間を常勤/非常勤の区分の時間とします。

※4 月1回にも満たない不定期の事業等に参加する講師等は、非常勤職員として計上しないこととします。

※5 職員の定着率(退職者数の計上)については、正規の常勤職員で算定します。